

適切な登記手続きを行うために

訴訟において弁護士が設定すべき**請求趣旨**が理解できる!



新訂

不動産登記訴訟の実務

請求の趣旨を中心として

長野県弁護士会 編

【体裁】A5判/394頁

【定価】5,335円(本体:4,850円+税10%)



不動産登記訴訟 の実務

請求の趣旨を中心として

長野県弁護士会 編

第一法規

本書の特徴

01

訴訟から得られる**登記手続きの効果**について解説。実務の目的別に請求の趣旨記載例を挙げ、請求原因の記載例、訴額の算定など**不動産登記訴訟実務**が理解できる。

02

実務で悩む**運用や法解釈と実態の見解の相違**についても解説。適切な登記手続きを行うために、弁護士が設定すべき「請求の趣旨」を理解することで、勝訴を得て**スムーズな登記請求が行う**ことができる。

03

不動産登記をめぐる実務の改訂を実施。
不動産登記法の全面改正
(平成16年6月18日法律123号)に伴う
更新を行った。
民法改正等によって変更・新設された
制度に対応する**不動産登記訴訟の実務**
についても必要な改訂を行った。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 総論

- 第1節 判決による登記の意義
- 第2節 判決による登記の対象となる登記
- 第3節 判決による登記と執行文
- 第4節 判決による登記と仮執行宣言・執行停止命令
- 第5節 訴額
- 第6節 管轄

第2章 判決による登記—請求の趣旨記載例の研究

- 第1節 所有権移転登記請求と一般的問題点
 - 第1 基本型
 - 第2 対象不動産が特殊な場合
 - 第3 登記権利者又は義務者の地位の承継(相続)がある場合
 - 第4 数次の売買等がなされた場合
 - 第5 真正な登記名義の回復
 - 第6 第三者の許可、同意又は承諾

第2節 各種の登記請求

- 第1 仮登記
- 第2 利害関係人に対する承諾請求
- 第3 設定登記
- 第4 抹消登記
- 第5 否認の登記
- 第6 抹消回復登記
- 第7 更正登記
- 第8 変更登記

第3節 相続、離婚に関する登記請求

- 第1 遺産分割
- 第2 相続放棄
- 第3 遺贈による取得
- 第4 死因贈与
- 第5 寄与分
- 第6 相続分の譲渡
- 第7 相続分の取戻し
- 第8 相続回復請求権
- 第9 配偶者居住権
- 第10 離婚に伴う財産分与

第4節 共有物に関する訴訟

- 第1 共有物分割の合意
- 第2 共有物分割訴訟
- 第3 所在等不明共有者の持分取得制度
- 第4 所在等不明共有者の持分譲渡権限付与制度
- 第5 共有持分権の放棄
- 第6 相続人不存在

第5節 時効を原因とする登記請求

- 第1 不動産の時効取得—基本型
- 第2 一筆の土地の一部の時効取得
- 第3 未登記不動産の時効取得
- 第4 時効取得の相手方死亡の場合
- 第5 地役権の時効取得
- 第6 地上権、永小作権、不動産賃借権の時効取得
- 第7 消滅時効に伴う抹消登記(仮登記の抹消)
- 第8 処分禁止の仮処分(一筆の土地の一部についての仮処分)

第6節 表示に関する登記と登記請求

- 第1 表示に関する登記手続請求訴訟の可否
- 第2 保存登記請求訴訟の可否

第7節 登記に関する和解条項、調停条項の注意点

- 第1 一般的な注意点
- 第2 調書に基づく登記申請の注意点(執行文の要否)
- 第3 和解や調停に基づき登記することを予定している場合

第3章 不動産登記訴訟に関する理論的・実務的問題点

第1節 当事者

- 第1 多数当事者
- 第2 特殊当事者と登記実務
- 第3 当事者の変更

第2節 実体と形式の不一致

- 第1 序論
- 第2 登記申請手続の過誤
- 第3 二重登記
- 第4 物権変動と登記原因との不一致(物権変動の態様に符合しない登記)
- 第5 登記上の表示と実体の不一致

資料1 訴訟物の価額の算定基準について

資料2 第一審の事件受理時における訴額算定方法等一覧表(抜粋)コラム

第2章 判決による登記—請求の趣旨記載例の研究

第1節 所有権移転登記請求と一般的問題点

第1 基本型

1 売買を原因とする所有権移転登記請求

A 基本型

請求の趣旨 1

被告は原告に対し、別紙物件目録記載の不動産について、令和〇〇年〇〇月〇〇日、売買を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

【要件事実】

債権的登記請求権を訴訟物とする場合は、売買契約の成立が要件事実となる。詳細は【解説】2要件事実のとおりである。なお、物権的登記請求権を訴訟物とする場合には後述する。

【請求原因記載例】

〔所有権移転時期についての特約がない場合又は同時履行の特約があっても契約日に代金が支払われたような場合〕

買主である原告と売主である被告とが、令和〇〇年〇〇月〇〇日、当

第2章 判決による登記—請求の趣旨記載例の研究

もっとも、更正登記は付記登記でなされることになるため、利害関係のある第三者の承諾書や当該第三者に対抗できる裁判の謄本が必要となる(不登令別表の二十五の項添付情報欄口)。

法定相続分による登記からの更正登記は単独申請が可能であるが、いったん相続人間で遺産分割協議をして、特定の相続人名義の移転登記がなされた後に、別の相続人へ遺贈する旨の遺言が見つかったような場合は、更正登記では対応できないため、既になされた登記名義人と受遺者との共同申請となる。

この場合、錯誤による抹消登記の後に、早急申請での遺贈による所有権移転登記をするか、真正な登記名義の回復を理由とした所有権移転登記をする。

— 請求の趣旨 73 —

被告は原告に対し、別紙物件目録記載の不動産について、〇〇法務局令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇号の所有権移転登記の(同日錯誤を原因とする)抹消登記手続をせよ。

【請求原因記載例】

- 1 遺言者(甲)が別紙物件目録記載の不動産をもと所有していたこと
- 2 被告名義の登記があること
- 3 甲が原告への遺贈を内容とする遺言を作成していること
- 4 甲の死亡事実

抹消登記については、登記上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾がある場合に限り可能となる(不登68条)。

当該第三者の承諾が得られない場合、又は当該第三者に対抗できる裁判を得られない場合は、真正な登記名義の回復を求める。

— 請求の趣旨 74 —

被告は原告に対し、別紙物件目録記載の不動産について、真正な登記名義の回復を理由とした所有権移転登記手続をせよ。

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉		
書 名	価格	部数
新訂 不動産登記訴訟の実務 請求の趣旨を中心として	[097022] 定価5,335円(本体4,850円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐ 代金引換により支払います。 ☐ 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	☐ 公用 ☐ 私用
フリガナ	TEL — —
ご氏名	E-mail @

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokico.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送り
ください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印